

中小企業金融モニタリングに係る業界団体等ヒアリング 及び中小企業・小規模事業者の倒産動向等

平成25年12月
経済産業省

○中小企業金融モニタリングに係る業界団体等ヒアリング

第4回会議に引き続き、中小企業金融円滑化法期限到来後の各業界の動向をきめ細かく把握するため、経済産業省が所管する業界団体に対して11月中旬にかけてヒアリングを実施。84団体から回答を得た。また、全国商工会連合会を通じて、全国300の主要商工会を対象にヒアリングを実施し、248の商工会から回答を得た。その結果概要は以下のとおり（〔 〕は前回10月中旬調査における結果）。

※ヒアリングを実施した業界

石油関係業界、建設資材業界、産業機械業界、金属・金型関係業界、
車両関係業界、紙業関係業界、繊維関係業界、皮革関連業界、化学製品業界、
娯楽関係業界、小売関係業界、情報サービス業界、その他サービス業界

1. 業界団体ヒアリング

問1. 最近、金融機関の融資や条件変更の姿勢に変化が見られるか。

1. 緩やか 1団体 2. 変わらない 81団体 3. 厳しい 2団体
〔2団体〕 〔79団体〕 〔3団体〕

問2. 最近、資金繰りに問題はないか。

1. 改善 1団体 2. 変わらない 77団体 3. 悪化 6団体
〔1団体〕 〔79団体〕 〔4団体〕

問3. 最近、同業者の倒産の増加が見られるか。

1. 減少 5団体 2. 変わらない 76団体 3. 増加 3団体
〔4団体〕 〔77団体〕 〔3団体〕

問4. 前月と比較して景況はどうか。

1. 好転 6団体 2. 変わらない 72団体 3. 悪化 6団体
〔8団体〕 〔71団体〕 〔5団体〕

問5. 政府が講じている施策（経営改善計画策定支援、セーフティネット貸付、借換保証等）は周知されているか。

1. 周知されている 75団体 2. 周知されていない 8団体
〔75団体〕 〔8団体〕

2. 商工会ヒアリング

問1. 最近、金融機関の新規融資の姿勢に変化が見られるか。

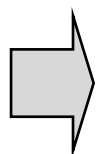
	1. 積極的	2. 変わらない	3. 厳しい
都銀・地銀・ 第二地銀	30 団体 12.1% 〔9.3%〕	209 団体 84.3% 〔85.7%〕	9 団体 3.6% 〔5.0%〕
信用金庫・ 信用組合	24 団体 9.7% 〔11.2%〕	219 団体 88.3% 〔86.0%〕	5 団体 2.0% 〔2.7%〕
政府系 金融機関	84 団体 33.9% 〔27.9%〕	157 団体 63.3% 〔69.4%〕	7 団体 2.8% 〔2.7%〕

問2. 最近、金融機関の条件変更の姿勢に変化が見られるか。

	1. 緩やか	2. 変わらない	3. 厳しい
都銀・地銀・ 第二地銀	4 団体 1.6% 〔1.9%〕	234 団体 94.4% 〔91.9%〕	10 団体 4.0% 〔6.2%〕
信用金庫・ 信用組合	4 団体 1.6% 〔2.7%〕	241 団体 97.2% 〔95.0%〕	3 団体 1.2% 〔2.3%〕
政府系 金融機関	27 団体 10.9% 〔12.0%〕	220 団体 88.7% 〔85.7%〕	1 団体 0.4% 〔2.3%〕

問3. 最近の金融機関の対応の変化として感じられるもの（複数回答）。

- | | | | |
|-------------------------|--------|-------|---------|
| 1. コンサルティングに積極的 | 70 団体 | 19.3% | 〔16.6%〕 |
| 2. 取引先紹介等のマッチングに積極的 | 39 団体 | 10.8% | 〔10.6%〕 |
| 3. 情報提供に積極的 | 34 団体 | 9.4% | 〔7.7%〕 |
| 4. 金利引上げや担保・保証の追加を要求される | 12 団体 | 3.3% | 〔3.7%〕 |
| 5. 経営改善計画書の提出を求められる | 36 団体 | 9.9% | 〔10.6%〕 |
| 6. プロパー融資よりも保証協会付融資を勧める | 40 団体 | 11.0% | 〔14.5%〕 |
| 7. 変化なし | 131 団体 | 36.2% | 〔36.4%〕 |



業界団体・商工会ともに、金融機関の対応や事業者の状況について、目立った変化は見られず、大きな混乱は見られない。

○中小企業・小規模事業者の倒産動向（詳細は別紙1～5参照）

帝国データバンク（TDB）・東京商工リサーチ（TSR）

- ・2013年11月の中小企業・小規模事業者の倒産数は、TDBで819件（前年同月比12.7%減）、TSRで862件（前年同月比10.5%減）となり、減少傾向で推移。
- ・このうち、中小企業金融円滑化法に基づいて、貸付条件の変更を行ったにも関わらず、その後、倒産に至った事業者数は、2013年11月において、TDBで49件、TSRで29件となり、増加傾向で推移。

中小企業・小規模事業者の倒産数の推移（TDB・TSR）※上段は件数、下段は前年同期比

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度 (4月～11月)	
				直近11月	
TDB	11,467件	11,419件 ▲0.4%	10,703件 ▲6.3%	7,052件 ▲3.8%	819件 ▲12.7%
TSR	13,000件	12,657件 ▲2.6%	11,687件 ▲7.7%	7,322件 ▲8.7%	862件 ▲10.5%

業種別の中小企業・小規模事業者の倒産数（TSR）※上段は件数、下段は前年同期比

	建設業	小売業	卸売業	製造業	運輸業	その他	合計
2010年度	3,436件	1,532件	1,742件	2,045件	467件	3,778件	13,000件
2011年度	3,375件 ▲1.8%	1,436件 ▲6.3%	1,659件 ▲4.8%	1,840件 ▲10.0%	417件 ▲10.7%	3,930件 4.0%	12,657件 ▲2.6%
2012年度	2,867件 ▲15.0%	1,412件 ▲1.7%	1,689件 1.8%	1,788件 ▲2.8%	458件 9.8%	3,473件 ▲11.6%	11,687件 ▲7.7%
2013年度 (4月～11月)	1,627件 ▲18.9%	952件 ▲1.6%	1,090件 ▲8.4%	1,125件 ▲6.6%	309件 ▲3.4%	2,219件 ▲4.9%	7,322件 ▲8.7%
直近 11月	179件 ▲21.8%	108件 ▲12.2%	134件 ▲2.2%	129件 ▲8.5%	37件 ▲26.0%	275件 ▲2.8%	862件 ▲10.5%

信用保証協会の代位弁済件数（小規模事業者）

- ・信用保証協会における小規模事業者の代位弁済件数の動向については、2013年10月は1,795件で前年同月比20.7%減。
- ・2013年度（4月～10月）の同代位弁済件数は13,652件となり、前年同期比12.7%減。
- ・また、業種別に見ると、2013年度（4月～10月）は建設業3,503件（前年同期比18.9%減）、小売業2,091件（前年同期比8.3%減）、卸売業1,867件（前年同期比11.3%減）という状況となった。

業種別の小規模事業者の代位弁済件数 ※上段は件数、下段は前年同期比

	建設業	小売業	卸売業	製造業	運輸業	その他	合計
2010年度	9,844件	4,376件	3,920件	4,124件	784件	8,806件	31,854件
2011年度	8,636件 ▲12.3%	4,114件 ▲6.0%	3,705件 ▲5.5%	3,454件 ▲16.2%	707件 ▲9.8%	8,387件 ▲4.8%	29,003件 ▲9.0%
2012年度	7,028件 ▲18.6%	3,875件 ▲5.8%	3,565件 ▲3.8%	3,161件 ▲8.5%	717件 1.4%	7,778件 ▲7.3%	26,124件 ▲9.9%
2013年度 (4月～10月)	3,503件 ▲18.9%	2,091件 ▲8.3%	1,867件 ▲11.3%	1,794件 ▲1.4%	403件 ▲2.7%	3,994件 ▲15.2%	13,652件 ▲12.7%
直近 10月	458件 ▲26.2%	280件 ▲15.4%	224件 ▲26.1%	225件 ▲18.8%	56件 ▲5.1%	552件 ▲18.0%	1,795件 ▲20.7%

○「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定）
による中小企業・小規模事業者に対する主な金融支援策等

◇「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進

- 経営者保証を提供せずに資金調達を希望する事業者に対する専門家派遣や「経営者保証に関するガイドライン」の周知等を実施。
- 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫において、「経営者保証に関するガイドライン」に対応。率先して個人保証によらない融資を行う。

◇中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業

➤ 資金繰り支援

- 原燃油高の影響や消費税率引上げに万全を期すため、経営支援型等のセーフティネット貸付^{*}の継続・拡充により日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫における経営支援と一体となった資金繰り支援を強化。
^{*}日本政策金融公庫等の経営支援を受ける場合に金利を最大0.5%引き下げ
- 経営改善サポート保証^{*}（産業競争力強化法）等による借換保証を推進し、経営支援と一体となった資金繰りを支援。
^{*}経営改善・事業再生に関する計画を実行する際、普通保証2億円、無担保保証8,000万円、特別小口保証：1,250万円を限度として、一般保証と別枠で保証を実施。

➤ 設備投資等の促進

- 日本政策金融公庫において老朽化設備の新陳代謝、所得増加及び創業等、前向きな事業展開に向けた取組に対応した融資^{*}を促進する。
^{*}給与支払総額を増加させた事業者について金利を0.4%引き下げ
老朽化設備の大規模な更新等を行う際に金利を0.5%引き下げ（当初2年間）等

◇中小企業・小規模事業者のものづくり・商業・サービス革新事業

- 試作品・新商品・新サービスの開発や生産プロセスの改善など、中小企業・小規模事業者が事業革新に取り組む費用の2/3を補助。
また、金融機関から借入を行い老朽化設備を入れ替える大規模投資を行う場合に、借入額の1%相当額を上限に補助。

「経営者保証に関するガイドライン」のポイント

平成25年12月
経済産業省

経営者による個人保証（経営者保証）には、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、思い切った事業展開や、早期事業再生を阻害する要因となっていることを受け、これらの課題の解決策として、「経営者保証に関するガイドライン」を策定。

●ガイドラインの概要

I. 経営者保証を契約する時点における対応

1. 経営者が個人保証契約を締結せずに融資を受けるための要件等

- ・ 経営者が個人保証契約を締結せずに融資を受けるためには、金融機関が法人のみの事業・資産を見て、融資判断できる状況であることが必要。
- ・ 具体的には、金融機関は、以下①～④の全部または一部を満たす中小企業に対して、要件の充足度合いに応じ、経営者保証を求めないことや保証機能の代替手法（停止条件付保証契約*等）の活用を検討。
※停止条件付保証契約とは、中小企業が特約条項（定期的な財務情報の提出義務、他の金融機関に対する担保提供の制限など）に違反しない限り保証債務の効力が発生しない旨の契約

- ① 法人と経営者が明確に区分・分離されていること
- ② 法人の資産・収益で借入返済が可能であること
- ③ 適時適切に財務情報が開示されていること
- ④ 内部又は外部からのガバナンスの強化により①～③を将来に亘って充足する体制が整備されていること

2. 事業承継時の対応

- ・ 金融機関は、前経営者の保証債務を、後継者に当然に引き継がせるのではなく、後継者との保証契約の必要性を改めて検討。

II. 経営者保証が履行される時点における対応

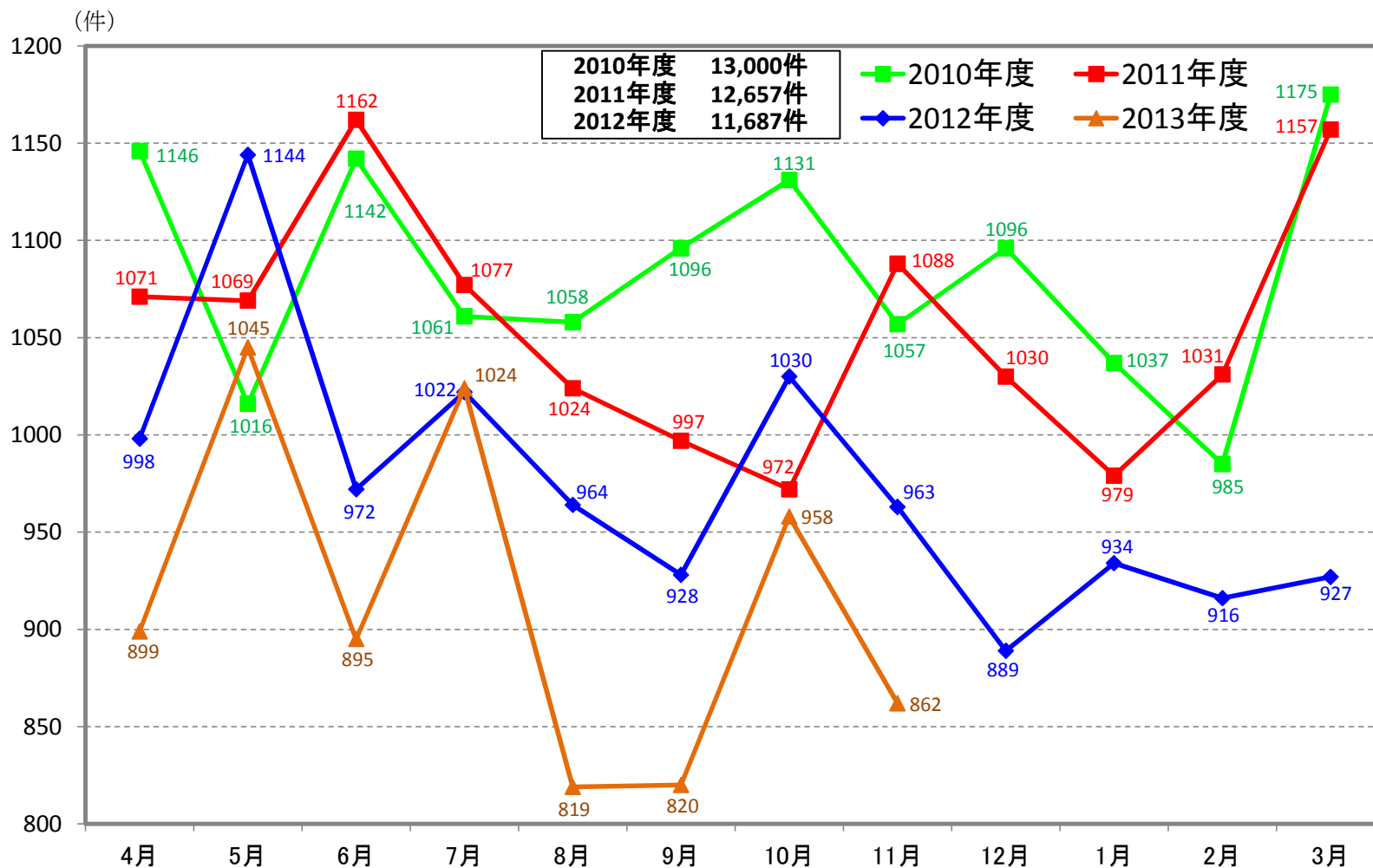
<保証履行後も保証人の手元に残る資産等>

1. 破産時の自由財産（99万円）は、原則として経営者の手元に残る。
2. 金融機関は、事業再生等の早期着手により法人からの回収見込額が増加した場合、自由財産に加えて「一定期間の生活費（雇用保険の考え方を参考に、年齢等に応じて約100万円～360万円）」を経営者に残すことを検討。
3. 金融機関は、「華美でない自宅」について、経営者の収入に見合った分割弁済をする等により、経営者が自宅に住み続けられるよう検討。
4. 保証債務履行時点の資産で返済し切れない保証債務の残額は、原則として免除する。

●ガイドラインの概要

- ・ 平成25年12月5日 ガイドライン公表
- ・ 平成26年 2月1日 ガイドライン適用開始予定

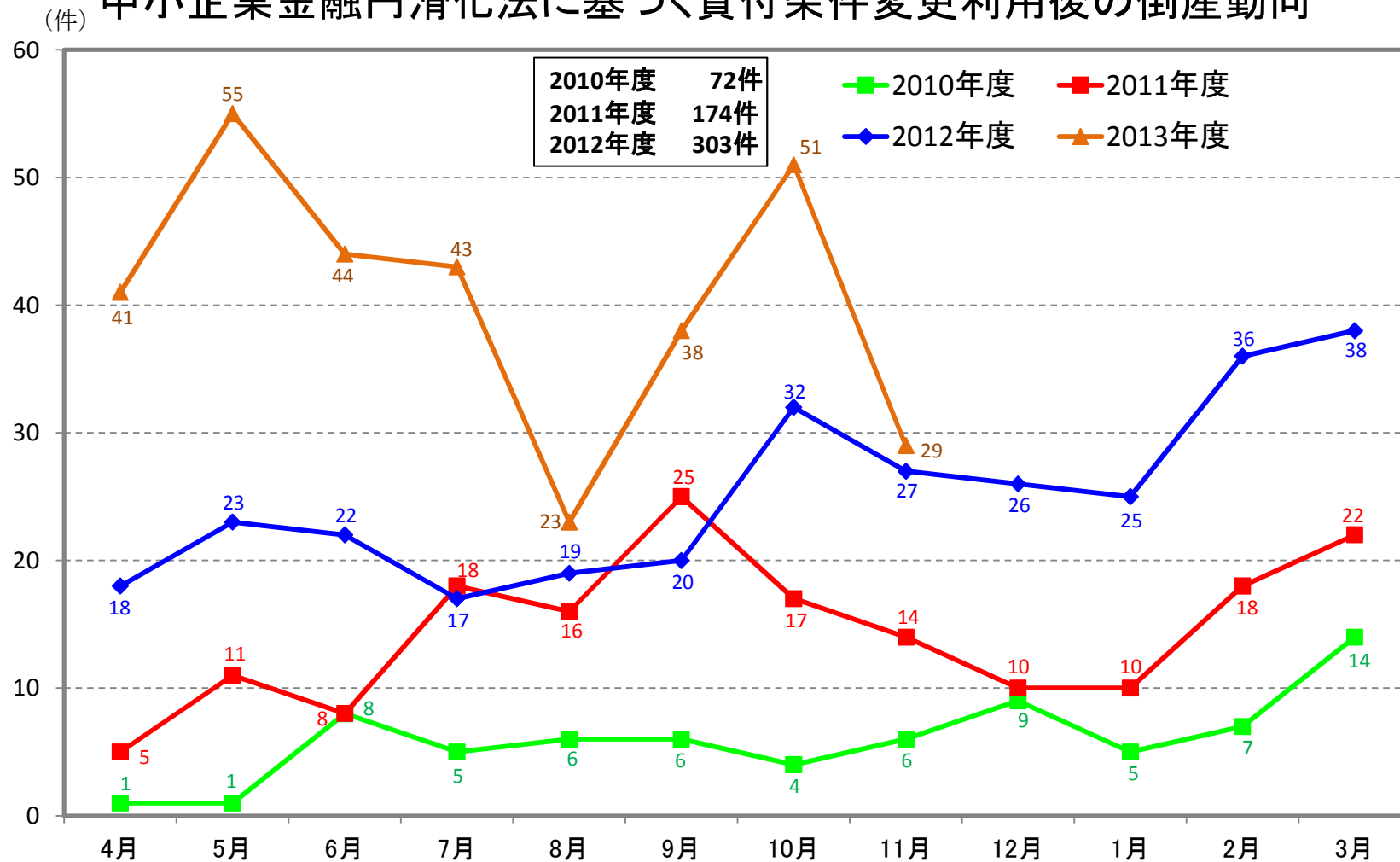
東京商工リサーチ調査による中小企業・小規模事業者の倒産動向 (別紙1)



(備考) 1. 東京商工リサーチ資料により作成。
 2. 倒産：負債総額1,000万円以上の法的倒産（会社更生、民事再生、破産）及び私的倒産（銀行停止処分等）

東京商工リサーチ調査による 中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件変更利用後の倒産動向

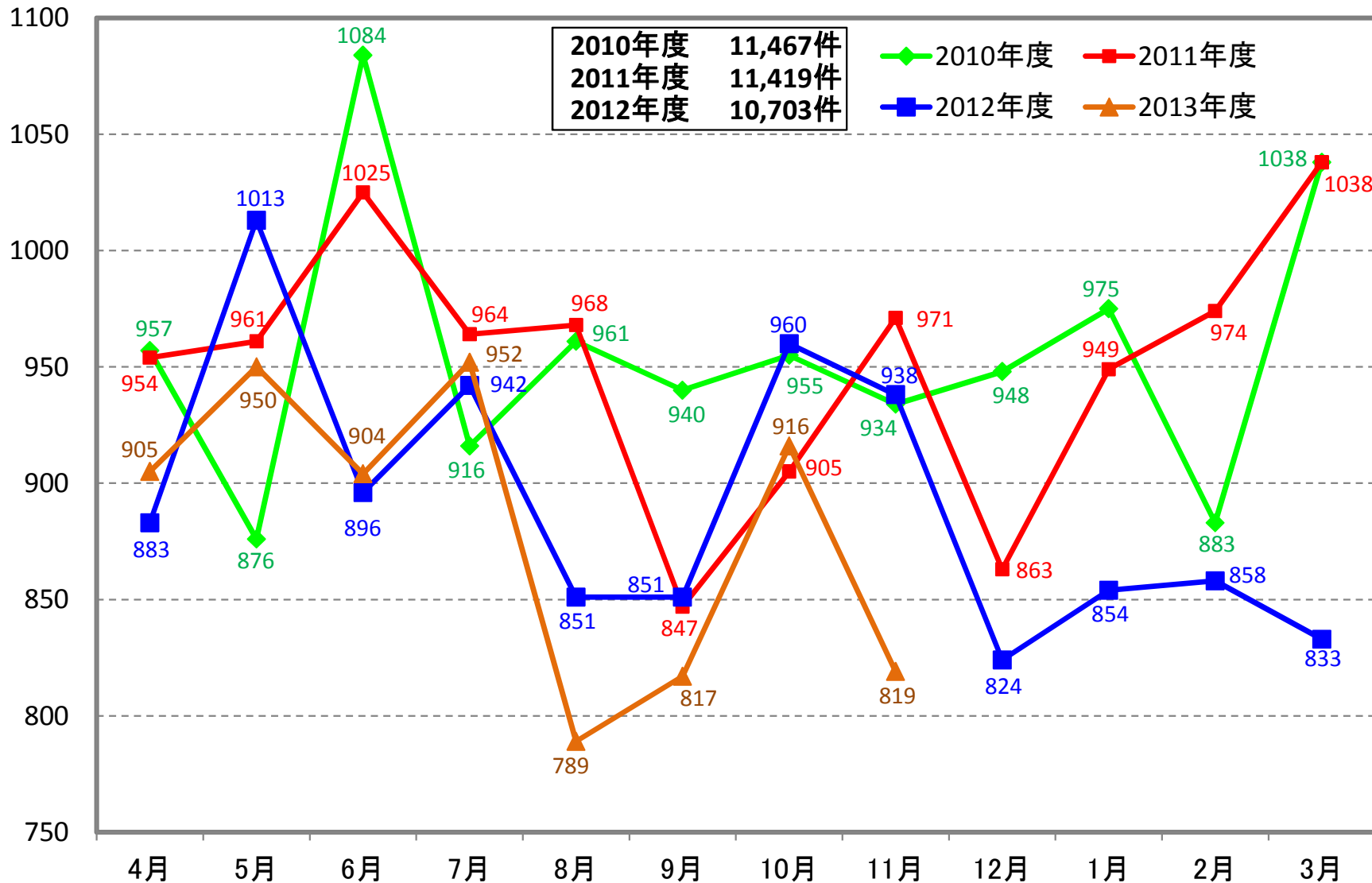
(別紙2)



(備考) 1. 東京商工リサーチ資料により作成。
 2. 倒産：負債総額1,000万円以上の法的倒産（会社更生、民事再生、破産）及び私的倒産（銀行停止処分等）
 3. 中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件変更利用後の倒産は、調査で把握できた金融円滑化法に基づく貸付条件変更を利用した倒産企業について集計。

帝国データバンク調査による中小企業・小規模事業者の倒産動向

(件)

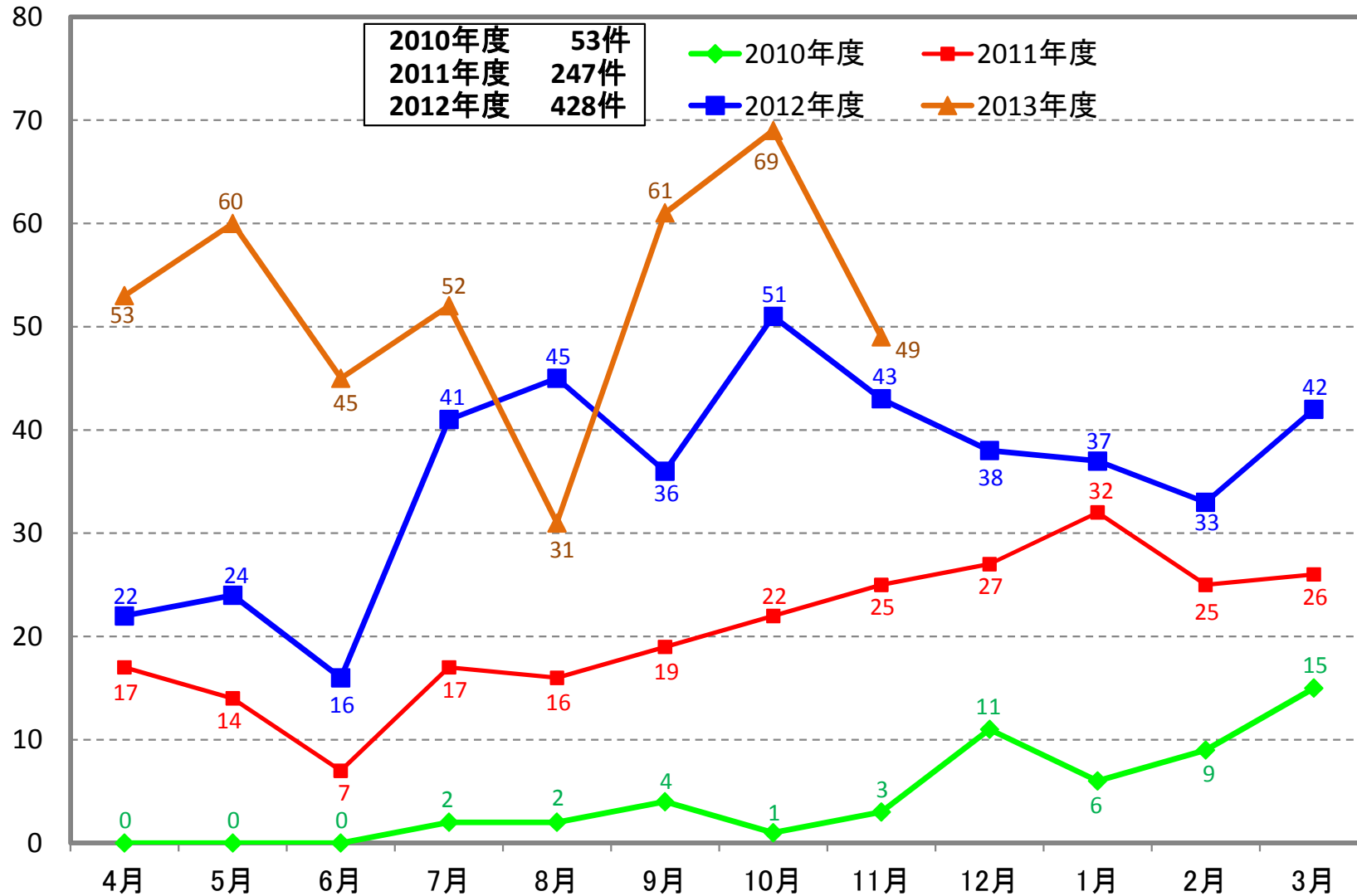


(備考) 1. 帝国データバンク資料により作成。
2. 倒産：負債総額1,000万円以上の法的倒産（会社更生、民事再生、破産）

帝国データバンク調査による

(別紙4)

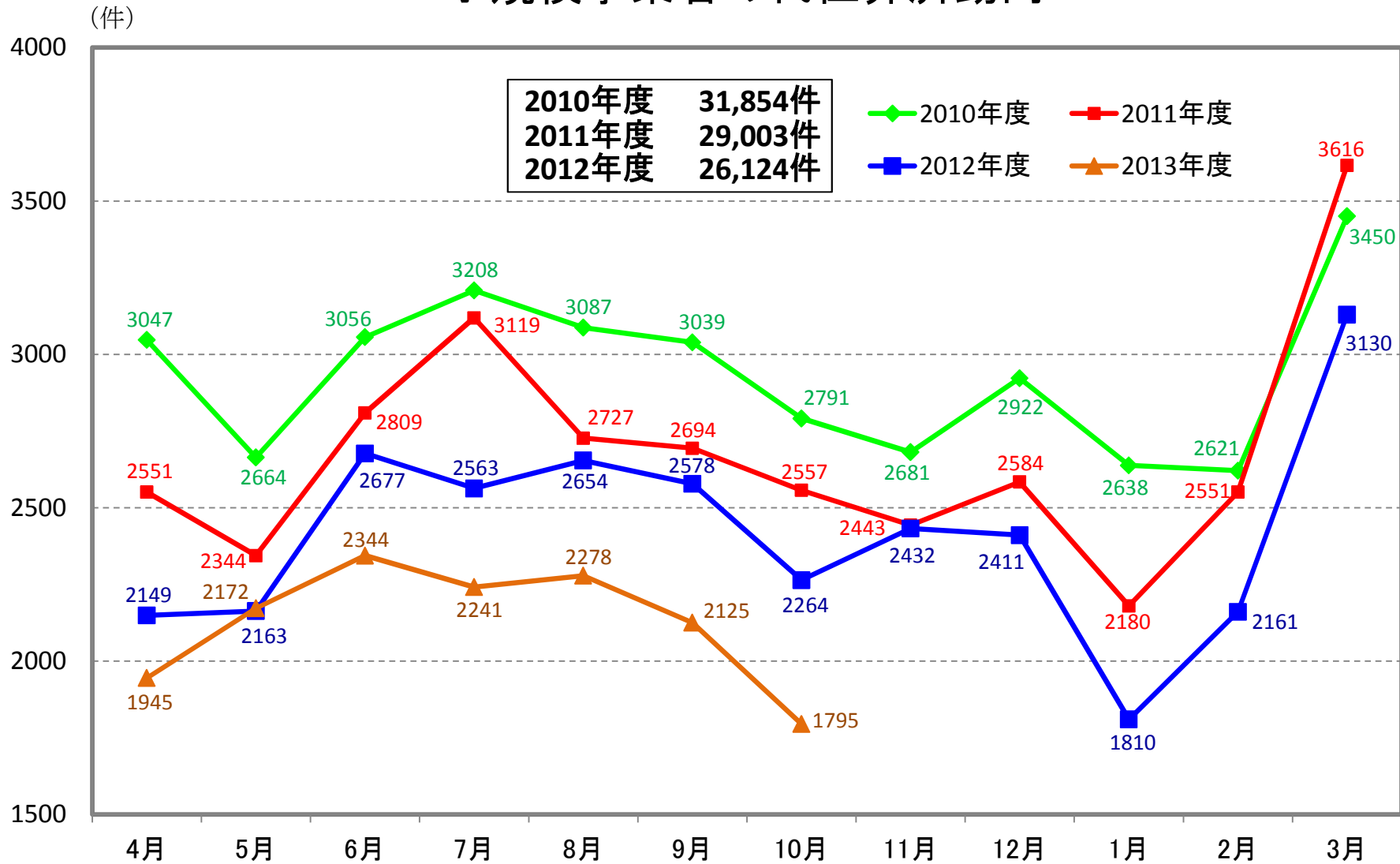
(件) 中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件変更利用後の倒産動向



- (備考) 1. 帝国データバンクにより作成。
 2. 倒産：負債総額1,000万円以上の法的倒産（会社更生、民事再生、破産）及び私的倒産（銀行停止処分等）
 3. 中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件変更利用後の倒産は、調査で把握できた金融円滑化法に基づく貸付条件変更を利用した倒産企業について集計。

小規模事業者の代位弁済動向

(別紙5)



(備考) 全国信用保証協会連合会資料により作成。

○平成24年度補正予算における中小企業・小規模事業者に対する
資金繰り支援・経営改善支援策の利用状況

◇公的金融機関による金融支援（実績は平成25年10月時点）

- ▶ 借換保証制度を促進し、既往債務の一本化を通じて返済負担を軽減。
【事業規模： 5兆円】
〔 補正予算：2.1兆円 〕
〔 予備費：2.9兆円 〕
⇒ 実績：保証件数 172,105件、保証額 3兆2,972億円

- ▶ 事業再生等に取り組む中小企業の財務基盤を強化し、民間金融機関の資金供給を促進する日本政策金融公庫の資本金性劣後ローンを創設・拡充。
【事業規模：900億円】
⇒ 実績：貸付件数 927件、貸付額 679億円

- ▶ 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫による経営支援型等のセーフティネット貸付
【事業規模：5兆円】
⇒ 実績：貸付件数 121,828件、貸付額 2兆6,583億円

◇経営改善計画策定支援事業（実績は平成25年11月29日時点）

認定支援機関が経営改善計画の策定等を支援。2万社を対象に計画策定等費用の2/3を補助（上限200万円）。【予算措置：405億円】
⇒実績：相談 7,259件、利用申請 1,253件、策定支援決定 1,216件